

被災住宅の応急修理制度について（ご案内）

被災住宅の応急修理制度について

被災した住宅の日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理を市町村が実施する制度です。制度の利用を希望される方は、高梁市都市整備課にお申し込みください。

【対象者】

罹災区分	要件等
大規模半壊	—
半壊	自らの資力では応急修理をすることができない方は対象となります。

※全壊の住宅は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象とはなりません。全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。

※一部損壊の世帯は対象となりません。

※市営住宅を一時利用されている方も対象となります。

※現に応急仮設住宅（みなし仮設住宅）に入居されている方の申請はできません。

※応急仮設住宅（みなし仮設住宅）制度との併用はできません。

【基準額】

一世帯あたりの限度額は 584,000 円 です。

（同一住家に2以上の世帯が居住している場合、一世帯のみが対象となります。）

【応急修理指定事業者】

全ての事業者を指定事業者として取り扱うことといたしました。（平成30年10月29日）

修理を依頼していただく業者は、岡山県と災害時における被災住宅の応急修理に関する協定を締結している岡山県建設労働組合の応急修理登録組合員及び岡山県瓦工事協同組合員である事業者です。

【応急修理の範囲】

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

(1) 西日本豪雨の被害と直接関係ある修理のみが対象となります。

(2) 内装に関するものは原則として対象となりません（例外あり）。

※応急修理の対象となる全ての部分の修理前・修理中・修理後の写真が必要となります。

【募集期間】

平成30年7月24日（火曜日）から

【工事完了期限】

令和元年6月28日（金曜日）

問合せ 高梁市産業経済部都市整備課

申込先 電話：0866-21-0237（直）